

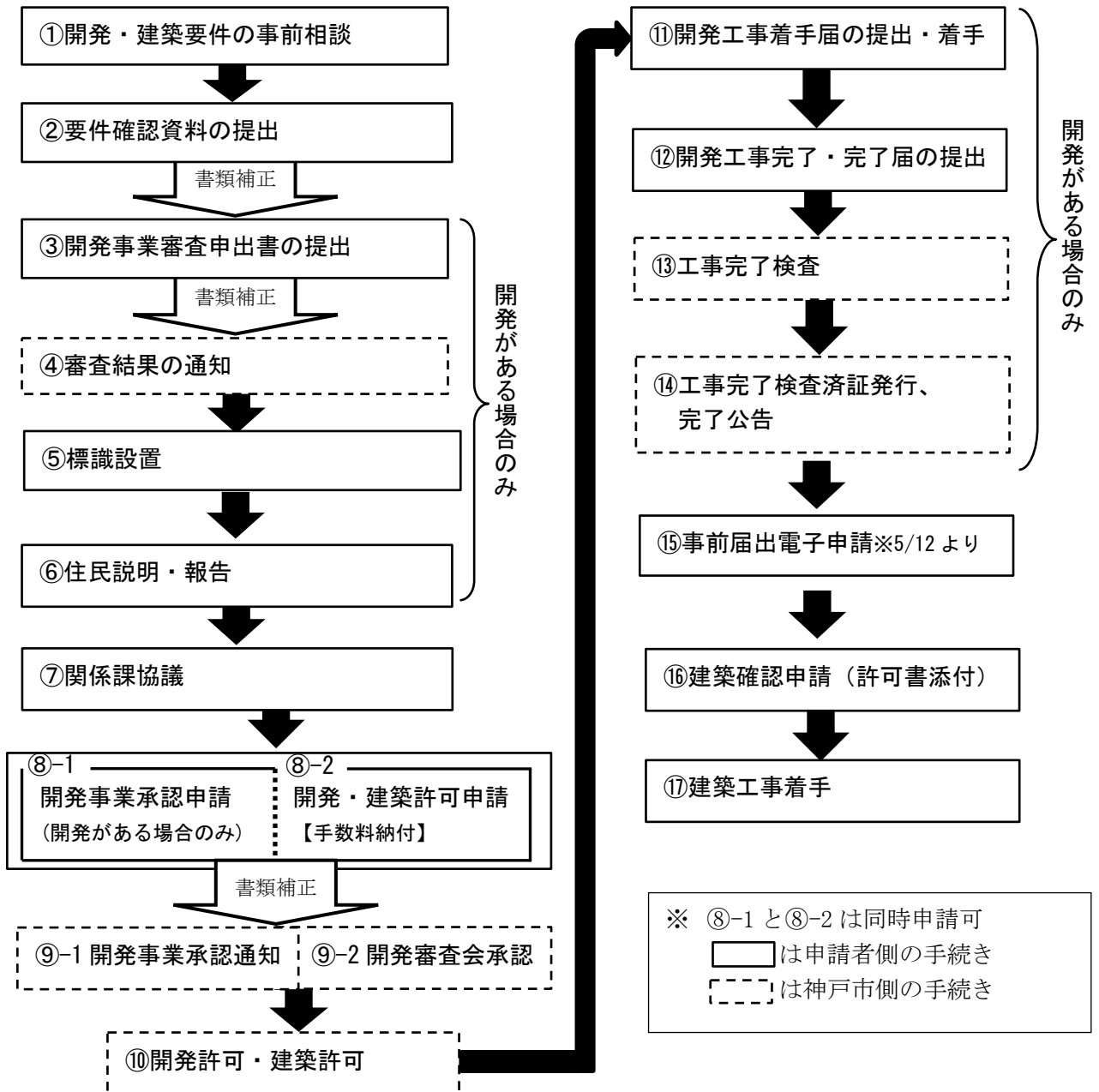
**市街化調整区域における都市計画法の手続きの流れ**

神戸市では、都市計画法に基づき、豊かな自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐために、市域の全面積の約6割を占める地域を市街化を抑制する市街化調整区域に指定しています。

市街化調整区域においては、原則として開発行為(建築目的の土地の区画形質の変更)や建築行為が禁止されていますが、市街化調整区域でなければ建築できないものや周辺住民の日常利便施設として神戸市が定めた基準に適合するものについては、特例的に容認すべきものとして許可を行っています。

このため、市街化調整区域で土地を利用したり、建物を建てたり、建物用途を変更する場合は、**必ず事前に相談の上**、以下の手続きをお願いします。

各手続きにかかる時間は事案により異なりますし、開発や建築の事案によっては不要な手続きもありますが、相談から着工までは時間を要することをご理解いただきますようお願いいたします。



※その他法令の規制がある場合、別途許可や承認等が必要な場合がありますので、事前に各法令の担当課にて確認いただきますようお願いいたします。